

## 横手市総合戦略有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 市が策定する計画、事業等の効果検証等をするため、横手市有識者会議（以下「会議」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地方版総合戦略の策定に関すること。
- (2) 地方版総合戦略に係る事業の効果検証に関すること。
- (3) 横手市過疎地域持続的発展計画の効果検証に関すること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める計画、事業等の効果検証等に関すること。

### (組織)

第3条 会議は、委員8人以内をもって組織する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第4条 会議に委員長を置き、委員長は副市長が務める。

2 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

### (会議)

第5条 会議は、委員長（各年度の最初の会議にあつては、市長）が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の関係者に出席又は必要な資料の提出を求め、意見及び説明を聴くことができる。

### (守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前条第2項の規定により会議に出席した者は、出席した会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (庶務)

第7条 会議の庶務は、総務企画部経営企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。